

平成24年8月21日

第2413号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（446・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（447・福祉政策課）…………… 1
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可（448・建築住宅課）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（449・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2
- 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を相当とする旨の決定（北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 3

収用委員会告示

- 収用の裁決手続の開始の更正決定（11）…………… 3

告 示

秋田県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
下田薬局	下田 孝雄	横手市四日町1-2	平成24年5月14日

秋田県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
下田薬局	株式会社ライズファーマ	横手市四日町1-2	調剤薬局	平成24年5月15日
会営大館休日夜間薬局	社団法人秋田県薬剤師会	大館市幸町2-22 MBM 1階	調剤薬局	平成24年6月1日

秋田県告示第448号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款及び事業計画

の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称
大曲通町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成23年6月3日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
大仙市大曲通町539番、540番、541番、542番、543番、544番、551番、552番1、552番2、553番、554番、555番、556番、557番、558番、559番、622番、623番、624番、625番、626番、627番、628番、629番、630番、631番、632番、633番、708番、736番、737番、112番8、112番9、112番10、112番11、113番10、113番11、113番12、113番13、135番、136番、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番、166番、170番、707番の一部、724番の一部、725番の一部及び735番の一部
大仙市大曲福住町164番2、164番1の一部、167番の一部、168番の一部及び169番の一部
- 4 事務所の所在地
大仙市大曲花園町1番1号
- 5 設立認可の年月日
平成23年6月3日
- 6 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成24年8月21日

秋田県告示第449号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年7月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社大平建設
北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野道下10番地
代表清算人 山 田 秋 雄
秋田県知事許可（特-22）第719号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、とび・土木工事業、屋根工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、は装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年7月23日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土木工事業、屋根工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、は装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 きたうら花ねっと
- 3 代表者の氏名
阿 部 則比古

4 主たる事務所の所在地

秋田県仙北郡田沢湖町(秋田県仙北市)

5 定款に記載された目的

この法人は、インターネットの運用やその技術、あるいはコンピュータ及びそのネットワークの技術について、自らも高度化を図りつつ、それを活用して地域全体の高度情報化のための啓蒙、普及、支援、研究活動を行うことで特定非営利活動促進法(以下「法」という。)に規定する諸活動を実践しあるいは支援し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 特定非営利活動の種類
- (2) 任期等
- (3) 総会の構成
- (4) 総会の権能
- (5) 総会の開催
- (6) 総会の議決
- (7) 理事会の招集
- (8) 理事会の議決

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大館市土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成24年8月22日から同年9月19日まで
- 3 縦覧場所 大館市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、男鹿東部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任監事の住所及び氏名
男鹿市脇本百川字夏張72番地1 武 藤 昭 一
- 2 就任監事の住所及び氏名
男鹿市脇本百川字夏張59番地1 佐 藤 好 節

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南秋田郡大川土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年8月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 就任理事の住所及び氏名
横手市大森町袴形字袴形43番地 竹 澤 勇 人
〃 大森町板井田字東山崎15番地 高 橋 富 雄
- 2 就任監事の住所及び氏名
横手市大森町袴形字新町13番地 佐 藤 祐 紀

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第11号

平成24年7月6日付け秋田県収用委員会告示第4号で公告した県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る収用の裁決手続の開始の決定について、次のとおり更正決定したので、公告する。

平成24年8月21日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 更正決定の内容
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等のうち地積（㎡）実測の「643.08」を「836.27」に更正する。
- 2 更正決定した日
平成24年8月6日